児童館事業

(1) 概要

サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

実施状況

《実施箇所数》 4,689か所 (公営3,022か所、民営1,667か所) (平成20年10月現在) (H19 4,700箇所 公営:3,051、 民営1,649)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

特になし

施設整備補助

児童厚生施設等整備費(児童育成事業)による施設整備補助有り

《国庫補助対象》 市町村・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人 (株式会社、NPO法人は対象外)

(国庫補助単価) 創設の場合:小型児童館3,914万円、児童センター5,550万円(H22年度予算ベース)

《費用負担割合》事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

<u>サービスの必要性の判断・ サービス利用の流れ・ 利用料</u> すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置

必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

(7) 費用負担

運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価:小型児童館179.9万円、児童センター296.8万円(H22年度予算ベース)

児童育成事業(児童手当法に基づ〈事業主拠出金による事業)

一定の事業を実施する民営児童館に対する補助(H21年度交付決定1,197か所)

《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

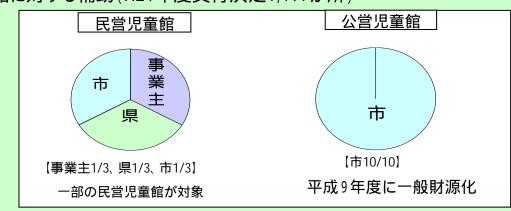
費用負担

右記の割合で公費負担。

予算の範囲内で補助する経費)

費用額

《公費負担総額》 民営分 約30億円 (H22年度予算ベース)



児童館の概要

1. 事業の目的、内容

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

4,689か所 (公営:3,022か所 民営:1,667か所) <平成20年10月1日現在>

3.設置及び運営主体

都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置

職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の 配置

5.公的助成

施設整備費

·22年度予算 608百万円

・補助基準額 小型児童館 32,298千円 児童センター 48,656千円

放課後児童クラブ室加算 6,849千円

事業費(民営のみ)

·22年度予算 1,243百万円

・補助基準額 小型児童館 1,799千円 児童センター 2,968千円

施設整備費は、国・都道府県・設置者が1/3ずつ負担事業費は、国・都道府県・市区町村が1/3ずつ負担

人件費及び公営の事業費は地方交付税措置 (人件費:昭和61年度~、公営の事業費:平成9年度~)

児童館数(公営・民営別)の推移

児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。

公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に 増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。

